

松下幸之助記念財団 研究助成  
研究報告

【氏名】 田中 俊光

【所属】 (助成決定時) 亜細亜大学非常勤講師

【研究題目】 朝鮮時代の国典に見られる処罰規定としての「従重論罪」の意味について

【研究の目的】

朝鮮時代に編纂された諸法典に定められた処罰規定を見ると、「従重論」、「従重論罪」といった表記が各所に散見される。「従重論」というのは、明律をはじめとする中国の刑事法においては、複数の罪が俱発したとき、論決前であれば、そのうち最も重い罪によって処断する(二罪俱発以重論)という、併合罪の吸収主義を明示する際に用いられる表現であった。ところが、朝鮮で編纂された法典に見られる「従重論」は、複数の罪の俱発ではなく、特定の1つの罪のみを構成要件として挙げ、それに対応する処罰として「従重論」と規定しており、明律でいう「従重論」とはまったく異なる意味で用いられている。

この朝鮮で編纂された法典の処罰規定に見られる「従重論罪」の実態を解明しようというのが、本研究の目的である。本研究により、朝鮮で編纂された法典の「従重論罪」の意味が解明されることにより、朝鮮時代の刑事法制史の一面、とりわけ朝鮮の刑罰法規の独自性が明らかになるものと考えられる。

【研究の内容・方法】

朝鮮の諸法典で用いられている律とは異なる概念の「従重」あるいは「重論」が含まれる条文を抽出し、それらの条文の根拠となった記述史料と対照することで、「従重」あるいは「重論」が史料では具体的にどのような刑罰なのかを検討した。

まず、編纂年代順に『経国大典』、『大典続録』、『大典後続録』について見ると、これらでは「従重」はなく、「重論」のみが見られた。史料の制約上不明瞭な点もあるが、「重論」という特定の刑罰自体は存在せず、構成要件に応じて全家入居であったり、杖100であったり、地方官の品階降格処分であったりと、それぞれの案件で個別に定められていたことが判明した。

次に『受教輯録』について見ると、この法典から「従重」が見られる。そして、受教で定めた死刑という法定刑を事案に応じて朝廷で量刑判断できるように改変する際に「従重に論罪」という表現が用いられた事例が確認できた。また、該当条文の根拠となった事目の段階ですでに「従重論罪」という表現が使用されていたことも分かった。つまり、「従重論罪」という表現は、法典編纂の過程で特定の法定刑の書き替えだけに用いられただけでなく、すでにその条文の根拠となる法令のレベルでも使用されていたことが明らかとなった。

『新補受教輯録』は、「従重」のうち一部に双行註で実際に処断すべき法定刑が明示されている点が特徴だが、ここでの「従重」も、根拠となる法源や犯人に対する処罰が事案ごとに多種多様である。法源については、明律や『経国大典』のほか、法典に載録される前の受教が引用されている。また、個別事案の施行規則である事目も処罰の根拠法となっていたことが分かった。刑罰に関しても、明律による徒刑や流刑、『経国大典』による全家徙辺などがあるが、明律の制書有違条を適用した杖100で処罰するケースが圧倒的に多い。そのほか、明律の枉法贓で絞に処すものや、不応為条の杖80で処罰する事例もある。このように、「従重」という処罰の示す法定刑は、事案ごとに杖刑から死刑までバラバラであり、特定の刑種を意味するものではないことが確実となった。そして、このような事実は、実際の裁判事例の分析を通じて同様であった。

## 【結論・考察】

朝鮮の法(とくに受教)に頻出する「従重」は、「重きに従りて」つまり「重く」という意味である。

「従重論罪」または「重論」という処断は、それ自体が特定の刑種を意味するものではなく「重く論罪する」という意味であったが、法定刑を固定せずに犯行の悪性度と情状によって処断をするのではなく、適用される法定刑は事案ごとに決まっていた。その一方で、「重く論罪」という曖昧な表現から、法典編纂の過程で条文を便宜的に書き替えるための方便として利用されることもあった。

ここで「重く」というのは、単に死刑といった重い刑罰のみを科すという意味ではない。また、科刑上本来の法定刑に加重して処分しているわけでもない。処断手続の過程で通常とは異なる手続がとられた形跡も見当たらない。では、どうしてこのような表現が法典に見られるのか。筆者は次のように考える。刑事案件が各官庁から朝廷に報告されると、それが重臣の間で議論され、最終的に王が裁可するかたちで関係官庁へ受教として伝達される。この議論のなかで、王が今後の戒めとして厳しく、すなわち「従重に」処罰するよう命じると、その文言が受教として関係官庁に伝達される。そして、当該案件の擬律はその後の段階で行われるため、受教に擬律の内容が含まれない。朝鮮の諸法典は、受教や伝教を法典編纂の資料としているため、「従重に」とのみ表現され、実際の処断がいかなる刑で行われたのかが記載されないのである。このような点を踏まえると、朝鮮の法典に見られる「従重」は、犯人を厳重に処罰することを命じる修辞であり、後に同一事案が発生することを未然に防止しようという意図から用いられていたと考えられるのである。